

令和元年度 第4回まちづくり委員会議事録

日時：令和2年2月17日（月）

午後6時から午後6時50分まで

場所：役場2階会議室

1 開 会

・委員の出席者は9名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。

・出席者

委 員：長谷川 宏、板東 康治、西森 研一郎、植田 勝夫、森部 富士樹、
福原 福博、古村 卓也、源津 憲昭、瀬野 乗昭 ※敬称略 計9名

特別委員：吉田 恵介 ※敬称略

事務局：政策調整課 今瀧課長、竹本課長補佐、安藤係長、田野主任

2 挨拶

3 議 案

(1) 議題

議題1 都市計画マスタープランの策定について【建設水道課】

- ・本年の検討経過としては、昨年9月に決定された基本方針に基づき、11月に計画原案を作成、11月25日から12月25日までの1か月間を期間としてパブリックコメントを実施した。
- ・パブリックコメントにおいては2件の意見書（資料1）が提出されているが、計画原案の記載内容を修正する必要性は少ないと判断し、基本的に原案の内容で最終案の検討を進めている。
- ・本編（資料2）については、庁内検討委員会において計画最終案等の精査等を行っており、本編を補完、要約するものとして別冊資料（資料3）及び計画概要版（資料4）を作成した。
- ・計画概要版は、計画決定後に広報紙折込により全戸配布する予定。
- ・今後の予定として、2月28日の都市計画審議会を経て、3月上旬に計画を決定し公表していく。

(委員) 資料4で概要版をきれいにまとめていただいた。写真もあるし、マップもあるし、これに色がのればとてもわかりやすい。できればもう少し大きい方が良いかもしれないが。

質問は、1ページ目の将来都市構造のところ、「エリア」と「拠点・交通軸」と「地域」と3つ書いているが、「エリア」は日本語で「地域」とほとんど同じ意味になる。多分この「エリア」というのは、ゾーンみたいな意味ではないかなと思うが、この辺りを町民が見ると「エリア」と「地域」の何が違うのかなと思うので、「エリア」は4つ、「地域」は3つ、それに「拠点と交通軸」が入るという構図だと思うので、ちょっと言葉の整理をした方が良いのかなと思うのが1つ。

あと、マップの中の凡例で、3ページ目。今お話ししたことと同じであるが、「市街地エリア」と「農地エリア」と「森林エリア」というのが1つの分類。それから、その後の「丘の景観エリア」と「市街地エリア」と「丘陵地域」と「山岳エリア」とこれも1つの分類。それはまとめて、あまり大雪山国立公園みたいな言葉は付けない方がわかりやすい。つまり、エリアは3つ、地域は4つ、それからその後に拠点と交通軸というのがあり、それが表紙とうまく連動するようにレイアウトを変えてもらえるとわかりやすい。1ページ目の自分のエリアを見ると、といった感じになると思うので、この凡例の並べ方をちょっと変えていただくともっとわかりやすくなるのかなと思った。

→まず、2つ目の凡例の並べ方に関して、大雪山国立公園のような場所が、エリアや地域と混ざり込んでいてわかりにくいので、都市拠点とのすみ分けをして順に並べた方が読みやすいということで理解して良いか。

(委員) 凡例を作るときは、線か何かで分けてしまって、3つのエリアと4つの地域と拠点と交通軸とあれば、それは枠で囲んで入れ込んでしまって、その他のやつをそこに書けば単純にわかりやすくなるのでは。

→凡例の見せ方に関しては工夫させていただきたい。

もう1点の「エリア」と「地域」の考え方については、本編の57ページに詳細を記載している。「エリア」は土地の利用により区分されるもの、「地域」は基本方針をわかりやすくする単位として設定させていただいている。「エリア」と「地域」がほぼ同義であり、「ゾーン」などに置き換えた方がわかりやすいといったご意見と考えてよいか。

(委員) それか、今のお話で言えば「エリア」と書かないで「土地利用区分」と書いた方が分かりやすいと思う。

→例えば「土地利用区分」として、その中で「市街地」「農地」「森林」「丘の景観」という表現にしていくということか。

(委員) そこにエリアは付いても良いと思うが。

→「エリア」の下に括弧書きなどで土地利用区分と書くと意味合いがわかるということか。

(委員) 「エリア」と「地域」は同じような意味なので、「土地利用区分」はそれとして「…エリア」「…エリア」とすれば良いのでは。

(委員) 左側の縦書きの部分を「土地利用区分」として、右側の分けたやつはエリアが付いていても良いけどということでは。

→丘陵地域においても、農地や山林などに区分できる中で表現しているが、この部分に関しては土地利用区分としての凡例の書き方として、もう少しわかりやすく修正していきたい。

議題2 自治基本条例について【政策調整課】

- ・前回委員会後に部会の参画について個別に意向確認をさせていただき、委員7名（板東副会長、新田委員、森部委員、大関委員、山前委員、源津委員、瀬野委員）による体制で検討を進めていく。

- ・今後、専門部会を開催していくことになるが、4月に第1回目の開催を予定している。なお、吉田特別委員については、専門部会のコーディネーターとしてご指導いただくこととして、全6回開催の内、3回に参画していただく予定。
- ・自治基本条例（仮称）策定専門部会設置要綱（案）を別添のとおり作成した。まちづくり委員会の中に専門部会を立ち上げるにあたり、最低限必要な条項を盛り込んでおり、4月1日から施行を開始する予定。

（委員）自治基本条例を策定するまでの部会であるが、終わった段階で解散となるのか。

→そのとおり。第4条に任期を1年と規定している。

（委員）第1回はいつ頃を考えているのか。

→4月中には第1回を開催したいと考えている。全6回の中でどのような方向性で進めていくべきか今後詰めていき、第1回の専門部会でお示しさせていただきたい。

（委員）人数的には先ほど名前を上げられた方で足りるのか、募集する予定があるのか。

→専門部会を進めていく中で、委員のみの協議で不足する場合は、外部の意見を求める、ワークショップを開催するという可能性も考えられる。

（委員）まちづくり委員会の部会であるため、時々報告することとなる。まちづくり委員会は任期が2年間となるが、この任期は1年間で終わりなのか、延長することはあるのか。

→延長する可能性は考えられる。

（委員）1年間と明記されているが、まちづくり委員会に了承されたら延長するとか、どこが決めるのかわからないが、まちづくり委員会の部会であれば、ある程度まちづくり委員会に裁量権があると良いのでは。

→条例のスタートを令和3年4月1日とみているので、その中で作っていくことから任期1年間としている。それで決まらないのであれば任期が延びる可能性もあるし、専門部会は解散して、まちづくり委員会で協議を進めていく可能性も考えられる。

（委員）第9条あたりに、その他として付けておくと良いのでは。

→その他の条項を検討する。

（委員）まちづくり委員会の専門部会であるため、ここが独立して勝手に動き出すといったようなことにはならないのか。1年で終わってどうしようとなったときに、そこで決められるものではないから、まちづくり委員会でまた話し合うことになるということか。

→あくまでも母体はまちづくり委員会となる。

（委員）まとまれば来年4月からの条例の施行予定ということか。

→その通り。

（2）その他

町内少年団の施設利用について

前回委員会にて委員よりご意見いただいた少年団の施設利用の件について、担当する文化スポーツ推進室に状況を確認した。回答としては、美瑛町のスポーツセンターにおいて、町内の子ども

もたちが主体となる少年団と合同で練習する際には、特に利用できないといったことはなく、その際に料金をいただくことも現状ではないとのことであったのでお知らせする。

町民に対する情報の伝え方について

(委員) 町民に対する行政の情報をどのように伝えていくかということで、今は広報があり、防災無線もあるが、若い人も含めてスマホとかパソコンがある。例えば、もう少ししたら議会があるなということで、議会の予定がいつかを確認してもホームページ上にない。議会事務局のページにも、トップページのお知らせを見てもなくて。トップページは前にも言ったが、バナーが多くて、お知らせがずっと下の方に出てくると。子育て関係の人と話をする機会があったが、やっぱり情報が紙とか広報とかで配られてもアクセスしにくいと。だから、1つは役場対町民ということで、町民に対してマーケティングしているという考え方に立てば、スマホを持っている人にはどのように情報を渡す、広報を見る人にはどのように情報を渡すというように、全部の層に対してできるだけ必要な情報が渡るといった見直しというか、そのような目で見ではどうかと。一方で、防災無線は私も気になるが、ほとんど毎日のように子育てのイベントがあるんですよと。あれは果たして本当に毎日必要なのかと。ずっと出ているお母さんたちは知っているはず。だからそのように必要な人に必要な情報が適切に伝わっているかという目で見えていただきたい。広報は意見募集ということでやっていただいて良いと思うんですけど。あと、フェイスブックに登録しておけば必要な情報が入ってくると。子育て関係の人には子育ての情報が入ってくると。そのようなアイデアもあるのではないかと思う。ツイッターしかみない人もいたりとか、多様で大変であるが。よその町で近いことをやっている町もあるので、美瑛町も負けないようにやってはどうかという意見。

→現在、試験的に職員の中でLINEを活用した情報発信を行っており、周知する情報の整理は必要であるが、4月から町民に対しても運用できるよう準備を進めている。

(委員) 先ほどの続きではないが…。個人的に住民票をとろうと思った際に、様式がホームページに出てこない。委任状は目立たないところにあるが。そのため、役場で手続きをした。各種手続きの申込用紙等は、最低限ホームページ上に掲載して欲しい。どこのまちも同じであるが、探しづらい。唯一間に合っているのは上川総合振興局くらい。

→様式をダウンロードして、パソコン上で入力できればということか。

(委員) ダウンロードさえできれば良い。窓口で記入するのは大変なので、家で記入してから手続きに行きたい。オンライン手続きまでは求めないが。

(委員) 美瑛町には情報を流す際にチェックしたりする専門の人はいるのか。

→部署はあるが、実質的にどこまで機能しているかは…。庁舎内で情報戦略推進委員会を組織しているが、外部からの意見は聞いていない印象はある。そのため、町民の声を聞いて検討すべきかと感じる。

自治基本条例の策定について（補足）

4月に専門部会を開催するが、第1回の部会に対してご意見（勉強会形式が良い、他の地域の事例が欲しい等）を事前にいただければ、それに沿った形で開催準備をさせていただく。事務局でも進め方について手探りであるため、委員の皆さまからもアドバイスをいただきたい。

（委員）「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」もある意味では自治基本条例の一種で、色々なバリエーションがあるようである。そのため、自治基本条例を何のために設けて、どんな役に立つのかということと、美瑛町では情報の流れが悪いといった話があるが、自治基本条例は住民参加と役所も含めた町民との協働のようなところを促すというところなので、そのためには情報をうまく流さないといけない。そのようなことも踏まえて、何が問題なのかということについて、ざっくばらんに話していただいて、まずは、なぜ作るのかということをまちづくり委員会やワークショップで話し合うことが大事だと思う。ニセコで最初に運用されたが、随分昔に行われていて、今度は美瑛町で作ると。作る方々が意義を認識しないと、ニセコ町を美瑛町に変えれば良いで終わってしまい、労力が無駄になってしまうので、これを作ることで何の役に立つのか、どんな効果があるのかということについて1回話し合う機会を設けた方が良いと思う。

（委員）文章としての良い事例は見たい。その他に、ユニークにまちが活動をしているとか、そのような事例もヒントとして教えていただけると助かるなど。美瑛町はその上を目指す。そんなイメージであるが。

（委員）20年以上経っているので、それぞれの自治体も工夫しながら変わってきていると思うので、そのようなことも教えてもらえるとイメージがわくのかなと。

（委員）美瑛町がなぜそれを作りたかったのかということと、今それを作っている自治体がそれを活用してどのような状況になっているのかという事例があれば良い。どのように町として、例えばニセコであれば、おそらく一番短い期間に変わってきているまち。そこで作られたのであれば、その条例がどのように活用されてきているのか、そんなことがわかるのであれば参考になるのかなと思う。

4 閉会

令和元年度 第4回まちづくり委員会議案

日時 令和2年2月17日(月)
午後6時～
場所 役場2階会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議案

(1) 議題

・都市計画マスタープランの策定について【建設水道課】

・自治基本条例について【政策調整課】

(2) その他

4. 閉会

自治基本条例（仮称）策定専門部会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 自治基本条例（仮称）（以下「条例」という。）の策定に当たり、町民のまちづくりに関する意見を反映させ、町民との協働による条例策定を推進するため、自治基本条例（仮称）策定に係る専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）条例の策定に必要な情報収集及び意見交換に関すること。
- （2）まちづくりにおける新たな町民の参画方法の検討に関すること。
- （3）前2号に掲げる検討結果の条例化に関すること。
- （4）その他まちづくりへの町民参加の推進に必要な事項

（組織）

第3条 専門部会は、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第22条第2項の規定に基づき組織する。

（会員）

第4条 会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- （1）住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第22条の規定に基づく委員会の委員のうち町長が委嘱する者
 - （2）その他、町長が認める者
- 2 会員の任期は1年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長1人を置き、会員の互選によりこれらを定める。

- 2 部会長は、専門部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときにその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて、会員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（報告）

第7条 専門部会は、調査検討の内容等については、町長へ報告するとともに、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第20条の規定に基づく委員会へ報告

するものとする。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、政策調整課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。